

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 23 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）食品衛生主管課 御中

消 費 者 庁 食 品 衛 生 基 準 審 査 課
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関する Q & A について

食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関する Q & A について、
下記の通り策定しましたので、業務の参考としていただくとともに、貴管内関係
事業者への周知方御配慮願います。

記

問 令和 2 年 6 月 1 日前に販売等されていた器具又は容器包装と同様のもの
（※）について、ポジティブリスト制度への適合性を確認するため、業界団
体への確認証明書等の発行の申請、輸入品については輸入元への確認等を行
っているが、令和 7 年 6 月 1 日までに確認が間に合わない見込みである。
この場合、令和 7 年 6 月 1 日後、速やかに確認を進めることとしてもよい
か。

（答）

差し支えない。ただし、確認に向けた具体的な計画を立て、速やかに確認を進
めるとともに、もし確認の結果、ポジティブリスト制度に適合していないことが
判明した場合には、その時点までに販売され、販売の用に供するために製造され、
若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装を除き、速やか
にポジティブリスト制度に適合するものに切り替えること。

なお、輸入品について、令和 2 年 6 月 1 日前に販売等されていた器具又は容器
包装と同様のものでポジティブリスト制度への適合性を確認中の場合は、輸入
者は欧米等のポジティブリスト制度に適合していることを確認することが望ま
しい。

※「令和２年６月１日前に販売等されていた器具又は容器包装と同様のもの」
とは、令和２年６月１日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質（合成樹脂の原材料に限る。）をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいう。